

vol. 2339

[発 行] 大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】 大野 真二

【印 刷】 (株)佐伯コミュニケーションズ

【売 価】 30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 2025年度各種交渉のとりくみ
 - (1) 単組・専門部交渉
 - (2) 賃金確定交渉 (教育長交渉・総務部長交渉・知事交渉)
 - (3) 2026年度当初予算交渉 (教育長交渉・知事交渉)

2025年度各種交渉のとりくみ

高教組では、私たちの勤務労働条件の改善や生活向上、そして学校現場の諸課題の解決にむけてさまざまな交渉を行っています。

単組・専門部交渉では、事務職組・現業職組と各専門部がそれぞれの立場から、勤務労働条件や学校の施設設備に關わって包括的な要求を行いました。

賃金確定交渉は、人事院勧告や県人事委員会勧告を受け、おもに賃金面を中心に勤務労働条件に関する交渉です。また当初予算交渉は、おもに予算面から、学校の施設設備や私たちの手当等の改善をもとめる交渉です。

8月から11月にかけて行った各種交渉について以下にまとめました。

単組・専門部交渉

とき 8月21日(木)・22日(金) ところ 大分県庁別館 教育委員室

8月21日(木)、22日(金)に、単組・専門部交渉を実施しました。

各単組・専門部の代表者を中心とした参加者が、8月4日に行った「県議を交えての単組・専門部課題学習会」での検討をもとに、学校現場での課題を訴え、解決にむけてのとりくみを求めました。

交渉は教育人事課長の対応となりましたが、冒頭、各単組・専門部からの重点要求には教育長も同席したので、私たちの要求を教育長に直接伝えることができました。今後も、具体的な課題の解決にむけて、更にとりくみを強化していく必要があります。

〈各単組・専門部からの具体的要求内容〉

〈青年部〉

- 臨時・非常勤教職員の待遇改善
- 初任者・若手教員に対する支援体制の整備
- メンター制度の充実
- すべての職種・教科・科目で採用試験の継続実施
- 内示の早期化
- 部活動の負担軽減、地域移行の支援

氏田淳悠 青年部長

〈女性部〉

- 「介護休暇」・「部分休業」を取得しやすくすること
- 「家族の看護休暇」の日数増、「家族」の対象の拡大
- 臨時教職員の妊娠障害休暇、通院休暇を有給とすること
- 健康支援休暇の新設

茨木里香 女性部副部長

〈実習教諭部〉

- 補職名を「実習教諭」とすること
- 「実習教諭」の呼称の徹底
- 「臨時実習教師」の呼称を認めること
- 採用選考試験の実施
- 専門職にふさわしい採用条件を
- 実態に応じた職務内容の見直し

天草竹祐 実習教諭部長

〈定通分校部〉

- 会計年度任用職員の賃金引き上げ、手当の充実
- 生徒の学習環境の改善
- 生徒の就業先の労働条件改善
- 調理員の人的配置と職場環境改善
- 全国定通体育大会参加旅費の全額保障
- 司書の配置と図書館の整備

加藤博晴 定通部長

〈障害児学校部〉

- すべての職における採用試験実施
- ハラスメントに対する相談体制の整備
- 各種事業を負担軽減の観点で見直し
- 泊を伴う舎監業務は勤務を割り振る
- 特別支援教育にかかる調整額の減額を行わないこと

濱田真一郎 障害児学校部副部長

〈学校司書部〉

- 「図書館図書費」を別立てとし、確実な予算措置をすること
- 学校司書単独の採用試験実施と受験年齢制限撤廃、臨時経験者への配慮
- 学校司書を学校図書館専任とするとの徹底
- 支援学校、定時制の学校図書館の環境整備

塙間まみ 学校司書部長

〈養護教諭部〉

- 定数に満たない学校にも、実態に即した複数配置
- 養護教諭を医療的ケアに従事させない
- 現場の意見を聞いたRAMPS検証
- 看護師免許の有無を選考、採用、人事等に反映させないこと
- 緊急時、迅速対応できる意識啓発
- 健康診断等に必要な機械器具等の整備

兵藤有紀 養護教諭部長

〈事務職組〉

- 教育事務採用の人を増やして人材育成をすること
- 定数に満たない学校への定数配置、特殊性のある学校への配慮
- 衛生管理者を事務室へ強制しないことの徹底
- 就学支援金事務は、生徒・保護者・現場の意見を聞いて負担軽減を

安倍久美子 事務職組委員長

〈現業職組〉

- 「事務補佐員の業務見直し」・「人材活用策」について、定年まで安心して働ける職場環境を整えること
- 介助員・農務技師・調理員の新規採用試験の実施、人員確保
- 介助員・農務技師の業務内容の明確化、研修実施

堀尾里加 現業職組委員長

賃金確定交渉

両教組教育長交渉

とき 10月27日(月)
ところ 大分県庁別館 教育委員室

- ・教特手当見直しは提示通り
- ・育休応援加算を導入
- ・主務教諭配置見送り

10月27日、県庁舎別館7階教育委員室において、高教組、県教組による賃金確定教育長交渉を行いました。

今年度の交渉は、10月9日に県教委からあった「義務教育等教員特別手当の見直し、多学年担当手当の廃止」にかかる提示について、加えて両教組の連名で導入の見送りを県教委に要請した「主務教諭」についての回答など、例年の確定教育長交渉に追加した交渉内容を含んで行いました。

主務教諭については、教育長から「令和8年度は導入せず、他県の動向等を見守りたい」との口頭回答があり、来年4月の導入を阻止することができました。賃金については、冒頭の文書回答は下記のとおりで、それに対し、特に職場の多忙化、中高齢層の課題や、教育職と他職との賃金格差などについて訴え、地公労交渉につなげることができました。

教特手当の見直しについては、残念ながら撤回させることはできず、教特法等の改正に伴う制度改革にそって、担任手当（月3,000円）の支給が導入されますが、「担任だけでなく、教職員が全員で子どもの教育にあたっている」という趣旨の発言が、多くの交渉参加者から出され、教育長も最終の口頭回答で「国の制度や人事委員会勧告に準じた措置であり、これでお願いしたいが、皆様方から様々な現場実態のご意見を頂いたので、今後も協議は継続して行い、必要に応じて対象職種の追加を国に要望していきたいと考えています」と述べ、一定の理解が示されました。

◇ 教育長冒頭文書回答 ◇

- 1 職員の給与の改定については、大分県人事委員会の勧告等を尊重したい。
- 2 期末・勤勉手当にかかる庶務段階別加算については、現行支給規則によりたい。
- 3 初任給決定における中途採用者の採用前歴の取り扱いについては、国および各県の動向等や本県採用者の実態をみていきたい。
- 4 学校事務職員の独自給料表については、引き続き話し合っていきたい。
- 5 諸手当については、大分県人事委員会の勧告等を尊重したい。

- 6 昇給復元については、今後とも引き続き努力してまいりたい。
- 7 昭和56年以降の勧告の抑制・凍結に関わるものについては、要求の趣旨を関係機関に伝えたい。
- 8 昭和50年度の各提示の回復措置については、困難と思われる。
- 9 公立幼稚園・こども園の条件整備については、今後とも市町村を指導していきたい。

◇ 教育長最終回答(要旨) ◇

●育休応援加算の導入

- ・産育休を取得した教職員の代替職員が配置されず、その業務を他の職員が1ヶ月以上支援した場合、勤勉手当の支給率を加算する。

※子育て支援事業に絡めているので、産育休の代替職員が見つからない場合に限ります。現時点では病休者の代替が見つからない場合や、年度はじめの欠員などは対象外です。

●臨時的任用職員の待遇改善

- ・臨時的任用職員を育児介護のための時差通勤制度の対象としたい。
- ・会計年度任用職員から臨時的任用職員に任用された場合、年休を繰り越せる扱いとしたい。

※26年4月実施をめざし、具体は「臨時非常勤見直しにかかる協議」で検討。

○その他の皆さん方からの主張についても、本日の交渉を踏まえて、地公労段階で議論が尽くされるよう、関係機関に伝えたい。

地公労総務部長交渉

とき 11月5日(水)
ところ 大分県庁 人事課分室

- ・高速道路加算は、認定区間の一部しか利用しない場合も手当の対象とする
- ・妊娠中の職員は、通勤距離が2km未満であっても通勤手当を支給する
- ・通勤手当の暫定措置撤廃、駐車場手当の支給などは知事交渉(11月17日)へ持ち越し

11月5日、県庁本館4階の人事課分室で、地公労（大分県地方公務員労働組合共闘会議）賃金確定総務部長交渉を行いました。

交渉冒頭、若林拓総務部長から「各職給料表と期末勤勉手当については人事委員会勧告通りとしたい。現業職員の給料表は今回の提示したものとし、自動車等の通勤手当については、昨年地公労と妥結した暫定措置を廃止すると同時に、95km以上の区分を追加する」とした文書回答が出されました。通勤手当については各区分で100~300円減額するものです。

交渉団は、賃金改善（特に中高齢層）や諸手当の改善について、また働き方改革に関する要求を県当局に突きつけました。働き方については、両教組から特に60歳を超えた教職員は、仕事内容が全く変わらないのに賃金だけが下がっていること、またそうした高齢の教職員がいないと学校が成り立たないことを強く訴えました。

◇ 総務部長追加回答 ◇ 前回の回答に、次のとおり追加する。

- 1 通勤手当の高速道路料金加算については、令和8年4月1日から、高速自動車国道にかかる認定区間の一部しか利用

しない場合においても手当の対象とする取り扱いに改めたい。なお、詳細については別途事務的に協議したい。

補足：23年度確定交渉で、高速料金の実費支給を勝ち取りました。しかし認定区間の縛りのため、例えば玖珠～大分で認定された人が、大分に向かう途中、霧のため湯布院でおりた場合、現状では区間利用として認められていませんが、今回の改正によって、玖珠～湯布院分の料金が支給されることになります。

2 妊娠中の職員については、人事委員会と協議の上、令和8年4月1日から、通勤距離が2キロメートル未満であっても通勤手段に応じた通勤手当を支給する方向で検討したい。なお、詳細については別途事務的に協議したい。

補足：通勤手当は、交通機関や自動車等を利用しなければ通勤困難と認められる場合を除き2km未満の距離では支給されません。妊娠中の職員について、通勤困難の場合と同様のとりあつかいを認めるものです。

■持ち越した課題 ■

○通勤手当：去年よりガソリン価格が上がっているのに減額提示はありません。

○駐車場手当：人労事項なのに、大分県人事委員会は「検討していく必要がある」という表現にとどめています。

○再任用職員の賃金改善：数県で改善が行われており、大分県でできることを求めてます。

地公労知事交渉

とき 11月17日(月)
ところ 大分県庁 人事課分室

- ・駐車場等利用にかかる手当新設
- ・通勤手当の減額撤回

片道の使用距離	支 給 額		
km以上～km未満	現行	提示	妥結額
2～4	2,500	2,400	2,500
4～7	4,500	4,400	4,500
7～10	7,000	6,900	7,000
10～15	9,700	9,600	9,700
15～20	13,100	13,000	13,100
20～25	16,400	16,300	16,400
25～30	20,000	19,900	20,000
30～35	23,100	23,000	23,200
35～40	26,000	25,900	26,100
40～45	28,500	28,300	28,600
45～50	30,900	30,700	31,000
50～55	33,900	33,700	34,100
55～60	37,000	36,800	37,200
60～65	40,600	40,400	40,800
65～70	44,700	44,500	44,900
70～75	48,700	48,500	49,000
75～80	51,700	51,500	52,000
80～85	54,700	54,400	55,000
85～90	57,600	57,300	57,900
90～95	60,000	59,700	60,300
95～100		63,400	64,100
100～		66,600	67,300

※太枠95km以上の区分を新設

11月17日に県庁本館4階の人事課分室で、地公労（大分県地方公務員労働組合共闘会議）賃金確定交渉を行いました。交渉は佐藤樹一郎知事から委任を受けた尾野賢治副知事を相手に行われました。

交渉冒頭の文書回答では、5日の総務部長交渉時に提示された通勤手当の減額提示について、撤回させることができ、また95km以上の区分新設についても、導入時期を26年4月から1月へ前倒しさせることができました。

交渉では、16項目に及ぶ要求項目について、現場実態を訴えました。なかでも、今年度人事院が、「5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額」を支給することを勧告した駐車場利用料金に対する手当について、大分県人事委員会が「国および他の都道府県の動向等も踏まえて検討していく必要がある」との報告にとどめた件について、強く要求しました。

さらに、60歳を超えた職員の待遇改善について、特に教育職職員の場合、「仕事量は全く変わらない」ことを強く訴え、「賃金が下がる」ことや、「定年延長から暫定再任用になると2段階で賃金が下がる」ことなど、学校ならではの課題を訴え、強く改善を求めました。

検討休憩を挟んで、佐藤知事が交渉の席に臨み、最終回答を出しました。駐車場利用料金の手当新設を勝ち取ることはできましたが、残念ながら60歳を超えた職員の待遇改善については、具体的な成果を得ることができませんでした。しかし、知事にも課題として認識させることができたので、次年度以降の交渉につなげます。

交渉内容の妥結後に、地公労各単組が、個別の重点課題を知事に伝えますが、高教組は次の2点を重点課題として、竹本書記次長から知事へ投げかけました。

- ・全職種での採用試験の実施
- ・60歳を超えた職員の待遇改善

◇ 11月17日冒頭回答 ◇ 前回までの回答に、次のとおり追加する。

- ・自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議の上、令和8年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。※前ページ(5P)の表参照

◇ 知事最終回答 ◇ 前回の回答に、次のとおり追加する。

- ・自動車および原動機付き自転車による通勤手当受給者のうち、通勤のために駐車する施設等の料金を負担することを常例とする者について、人事委員会と協議の上、令和8年4月1日から、5,000円を超えない範囲内で一箇月当たりの料金に相当する額を通勤手当として支給したい。
なお詳細については事務的に協議したい。

2026年度当初予算交渉

高教組教育長交渉

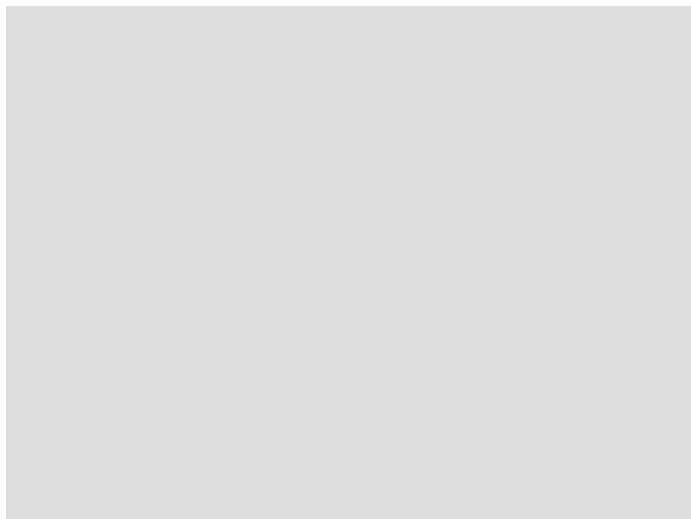
とき 10月1日(水)
ところ 大分県庁別館 教育委員室

10月1日、当初予算教育長交渉を行いました。
各分会から提出された「当初予算にむけた分会要求一覧」を手交後、交渉を行いました。

■ 高教組からの主な主張 ■

- 超勤対策は喫緊の課題のはずなのに全く進んでいない。結果、子どもたちへの負の影響は続いている。もっと本気で取り組んでほしい。
- 就学支援金制度が改善されるが、複雑な手続きが必要な状況は変わらない。本当に大変な家庭のために、手続きなしの授業料完全無償化になるよう求め続けてほしい。

○家族の看護休暇は好評であるが、今の家族のあり方に合わせ、対象をきょうだい、おじおば、パートナー等にも広げてもらいたい。



- 再任用教職員の待遇について、「同一労働同一賃金」の言葉がうわの空になっている。現実を見て、誠意ある対応をしてほしい。
- 現業職は63歳定年で、常勤の再任用の人より、会計年度任用職員の人の方が、賃金が高くなるケースがある。現場の状況を見て、改善してほしい。
- 事務補佐員が任用替えになって20年、学校で営繕等は必要であることは変わっていない。技能職員としての採用をしてほしい。
- 介助員は正規が2人、全員で10人ちょっとである。本来は採用試験を実施すべきではあるが、スクールサポートスタッフに介助してもらうなど、現実を見た対応も考えてほしい。

- 修学旅行費について、保障にかかる費用が教員の自己負担になっている。改善してほしい。
- タブレット端末の導入について、ICT担当教職員への負担の偏り、通信制の生徒や少数職種の教職員等に導入がないこと、支援学校の生徒は就学奨励費で購入しないといけないことなど問題が山積している。困りを抱えた生徒や教職員のことを考え、根本的な解決をしてほしい。
- 学校司書単独の採用試験実施を。年齢制限撤廃の他、採用試験を受験できないまま臨時教職員として働き続けている方への救済をしてほしい。
- 「図書館図書費」を別立てとし、確実な予算措置をしてほしい。
- 普通科の遠隔授業は授業変更がほぼできず、非常勤の方の配置次第で時間割が組めなくなる可能性もある。人事を前倒しにするなど、計画的な人員配置をしてほしい。
- 県の文書等にある「実習助手」「臨時実習助手」の文言は使わないでもらいたい。
- 公務用携帯電話を導入してほしい。

要望事項については教育人事課長対応となりましたが、現場実態を強く訴え、関係各課等へ伝えることを確認して、交渉の全てを終了しました。

地公労知事交渉

とき 11月11日(火)
ところ 大分県庁 人事課分室

旅費制度の見直しについて

- ・旅行雑費 提示100円→200円に
- ・家族等移転費扶養家族を対象に追加

家族の看護休暇について

- ・療育にかかる通院等を対象に追加

学校の働き方改革について

- ・スクールサポートスタッフの増員

11月11日に県庁本館4階の人事課分室で、地公労（大分県地方公務員労働組合共闘会議）当初予算交渉を行いました。地公労に結集する、高教組、県教組、教育庁職組、県職労、県職現業労が、それぞれ行った任命権者交渉（高教組は10

月1日に教育長交渉を実施)を受け行つた交渉です。冒頭に若林拓総務部長から文書回答(下記)があり、交渉に入りました。

交渉団は、39項目に及ぶ要求項目について、現場実態を訴えました。要求項目は多岐にわたり、財源措置の問題や実現に向けての課題もそれぞれ違います。今回は特に、家族の看護休暇について、きょうだいを対象とすることや日数の拡大を求めましたが、要求実現には至らず、他の項目とあわせて来年度以降も要求を継続します。

また、最終の尾野副知事の口頭説明で、超勤問題について、休暇を取りやすい環境づくりに県全体としてとりくむとの発言がありました。今後の交渉や協議の中でさらなる職場環境の是正に向けたとりくみを、くり返し求めていきたいと思います。今年度は、下記の最終回答をもって、交渉を妥結しました。

◇ 11月11日回答 ◇

- 1 紹与改定財源の予算計上については、地方財政計画に沿つた措置を取りたい。
ただし、予算計上していなくても、紹与改定財源については、人事委員会の勧告が行われ、皆さん方との話し合いで決まれば、これまでどおりその確保について最大限の努力をしていきたい。
- 2 職員の健康管理については、引き続き努力したい。
- 3 旅費制度については、令和8年4月1日から別紙のとおりとしたい。
- 4 災害に係る特別休暇について、令和8年1月1日から、休暇の対象となる住居に「単身赴任手当受給者の配偶者等の住居」を加えたい。さらに、国において非常災害対策本部等が設置された災害については「職員の現住居以外の住居」および「親族の住居」を加えたい。
なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

◇ 11月11日最終回答 ◇ 前回の回答に、次のとおり追加する。

- 1 旅行雑費については、令和8年4月1日から次のとおりとしたい。 ※下表参照
- 2 「扶養親族移転料」については、令和8年4月1日から、「家族等移転費」に改め、赴任を命じられた日において同居している家族に加え、扶養親族を対象としたい。
- 3 家族の看護休暇については、令和8年4月1日から、療養にかかる通院等を、対象に追加したい。
なお、詳細については別途事務的に協議したい。

旅行雑費 (現行額→見直し提示額→妥結額(円))

	県外	県内	
		用務地が県の施設以外	用務地が県の施設
公共交通機関を利用	900→700→ 800	300→100→ 200	0→0→0
上記以外	300→100→ 200	300→100→ 200	0→0→0

補足：家族等移転費：移転費の対象に同居していない扶養親族も含める。

家族の看護休暇：現在の取得事由の「看護等」に「児童発達支援のための療育にかかる通院」を加える。

スクールサポートスタッフの増員：遠隔授業をはじめ、教職員の負担軽減に向け増員する方向で検討を進める。

(※具体については今後の課題です)